

独占禁止法の審査・審判手続における経験則 (要旨)

本研究は、独占禁止法の審査・審判手続においてどのような経験則があり、どのように利用されているかについて分析し、検討し、まとめたものである。

訴訟手続においては様々な形で経験則が利用される。同様に、審査・審判手続でも様々な形で経験則が利用されているとみられる。そこで、まずは、訴訟手続における経験則の利用について検討し、これと比較するかたちで審査・審判手続にみられる経験則について分析し、検討した。

概要はつぎのとおりである。

訴訟における経験則とは、「経験から帰納された事物に関する知識や法則」とされる。

訴訟における経験則は、

事実認定において、判断の大前提として機能する場合

法令の適用がある事実に対する価値判断を前提としている場合に、法の解釈における判断基準として機能する場合

法律行為の解釈において、判断基準として機能する場合

に用いられる。

は、事実認定における証拠の評価と事実認定における推論である。は、抽象的概念規定(「過失」、「正当理由」の存在など)を認定するに当たって、これを構成する個々の具体的事実を認定し、これらの事実が法律の定める抽象的概念に該当するとの価値判断をする必要がある。は、抽象的概念は、具体的な内容を明示していないため、具体的な訴訟において具体的事実との関係でその内容が決定されなければならない(価値の充填の必要)、その上で、具体的事実が抽象的概念に含まれるかという判断が行われなければならない(認定)。

他方、審査・審判手続も、訴訟手続と同様に、事実認定、法適用の過程をたどることから、そこで利用される経験則も、訴訟と同様とみられる。

そこで、上記 ないし について、独占禁止法の審査・審判手続でどのように利用されているか分析し、検討した。その際、分析の対象として、個別具体的な独占禁止法違反事件の判決、あるいは審決を採り上げ、データを整理し、また、個々の判断について整理した。

これらの結果をふまえ、審査・審判手続における経験則には、どのようなものがあり、どのように利用されているかについて検討しまとめた。